宮崎サンシャイン FM 放送番組の編集の基準

基　本　方　針

公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与ことを使命とし、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して社旗の信頼に答えられるように努力する。

一　般　基　準

1.人　権

人命と軽視するような取り扱いはしない。

個人・団体の名誉を傷付けるような取り扱いはしない。

人種・性別・職業・境遇・条件などによって取り扱いを差別しない。

2.法と政治

法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。

国及び国の機関の権威を傷付けるような取り扱いはしない。

人種・民族・国民に関する事項を取り扱う時は、その感情を尊重する。

3.児童及び青少年への配慮

児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重する。

児童向け番組は健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避ける。

児童向け番組で悪徳行為・残忍・陰惨等お場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷付けたりしない。

４.家族と社会

家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。

公序良俗に反するような思想を肯定的に取り扱わない。

公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感をおこさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような取り扱いはしなし。

5.教育・教養の向上

教育番組は学校向け、社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。

教育番組は形式や表現にとらわれず、聴取者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

6.報道の責任

ニュースは事実に基づいて報道し、公正でなければならない。

ニュースは報道に当たって個人の自由を犯したり、名誉を傷付けたりしないように注意する。

取材・編集に当たっては、一方に偏るなど、聴取者に誤解を与えないように注意する。

7.宗　教

信仰の自由及び各宗派の立場を尊重し、他宗・多はを中傷、誹謗する言動は取り扱わない。

特定宗教のための寄付の募集等は取り扱わない。

8.表現上の考慮

放送内容は放送時刻に応じて聴取者の生活状況を考慮し、不快な感じを与えないようにする。

分かりやすく適切な言葉を用いるように努める。

人心に動揺や不安を与える恐れのある内容のものは慎重に取り扱う。

不快な感じを与えるような下品、卑猥な表現は避ける。

病的・残虐・悲惨・虐待などの情景を表現する時は、聴取者に嫌悪感を与えないようにする。

9.暴力表現

暴力行為は、その目的の如何を問わず否定的に取り扱う。

暴力行為の表現は最小限に止める。

10.性表現

犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いするようなことがないよう注意する。

犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさないように注意する。

犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、及び訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。

11.性表現

性に関する事柄は、聴取者に困惑・嫌悪の漢字を抱かせないように注意する。

性衛生や性病に関する事柄は、医学上・衛生上・教育乗必要な場合の他は取り扱わない。

12.広告の責任

広告は事実を伝え、聴取者に利益をもたらすものでなければならない。

広告は関係法令などにはんするものであってはならない。

広告は健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。

13.広告の取扱

広告放送はコマーシャルによって、広告放送である事を明らかにしなければならない。

コマーシャルの内容は広告主の名称・商品・商品名・商標・標語・企業形態・企業内容とする。

広告は、児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないようにする。

広告主が明らかではなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。

番組及びスポットの提供については、公平な自由競争にはんする独占的利用を認めない。

権利関係や取り引きの実態が不明確なものは取り扱わない。

14.広告の表現

広告は放送時間を考慮して不快な感じを与えないように注意する。

広告は分かりやすく適正な言葉を用いるように注意する。

聴取者に不快な感情を与える。表現は避ける。

以上